

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱

平成30年9月6日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が被保険者の健康保持・増進、医療費適正化の推進等を図るための事業を実施する市町に対して交付する長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金（以下「特別対策補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 特別対策補助金の交付対象となる事業及び費用は、広域連合長が別に定める。

(交付額の算定)

第3条 特別対策補助金の交付額は、予算の範囲内で広域連合長が別に定める。

(交付の申請)

第4条 特別対策補助金の交付の申請をしようとする市町の長は、特別対策補助金交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、広域連合長が定める日までに広域連合長に提出しなければならない。

(交付の決定及び標準的期間)

第5条 広域連合長は、特別対策補助金の交付の申請があったときは、目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付を決定するものとする。

2 広域連合長は、特別対策補助金の交付を決定したときは、特別対策補助金交付決定通知書（別紙様式2）により、速やかに市町の長へ通知するものとする。

(変更申請手続)

第6条 市町の長は、特別対策補助金の交付の決定に係る事業の内容等に変更（事業の中止又は廃止を含む。）を生じたときは、特別対策補助金変更交付申請書（別紙様式3）に関係書類を添えて、速やかに広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、補助金の変更を決定したときは、特別対策補助金追加交付（変更）

決定通知書（別紙様式4）により、速やかに市町の長へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 市町の長は、当該年度の事業が完了したとき又は前条第2項による事業の中止若しくは廃止の決定通知を受けたときには、事業実績報告書（別紙様式5）に係る書類を添えて、事業の完了の日から1か月を経過した日（前条第2項の規定により事業の中止又は廃止の決定通知を受けた場合は、当該決定通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに広域連合長に提出しなければならない。

（特別対策補助金の額の確定）

第8条 広域連合長は、実績報告書の内容等を審査し、適正と認めるときは、交付すべき特別対策補助金の額を確定し、特別対策補助金交付額確定通知書（別紙様式6）により市町の長に対して通知するものとする。

（特別対策補助金の交付）

第9条 市町の長は、特別対策補助金の交付の請求をしようとするときは、前条の規定により特別対策補助金の額が確定した後に、特別対策補助金交付請求書（別紙様式7）により請求しなければならない。

2 広域連合長が特別対策補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第5条第2項の規定により特別対策補助金の交付決定通知をした後に、市町の長からの請求により、概算払をすることができる。

3 概算払を受けようとする市町の長は、概算請求書（別紙様式8）を広域連合長に提出しなければならない。

（特別対策補助金の返還）

第10条 市町の長は、特別対策補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える特別対策補助金が交付されているときは、その超える部分について広域連合長が定める期日までに返還するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 市町の長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けないで、この特別対策補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。